

平成21年度版（確定版）

自己点検シート

（人員・設備・運営編）

単独型（介護予防）短期入所生活介護  
特別養護老人ホーム以外の併設型短期事業所

（ユニット型）

事業所番号： 33 \_\_\_\_\_

事業所名： \_\_\_\_\_

年月日：平成 年 月 日

担当者： \_\_\_\_\_

※ 介護報酬の解釈の頁は、平成21年4月版となっています。

根拠となる法令・通知等	根拠の記載	初出頁
<p><b>(指定短期入所生活介護)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）</li> <li>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）</li> </ul>	<p>37号省令</p> <p>25号通知</p> <p>19号告示</p>	<p>II 200 (8)</p> <p>II 200 (10)</p> <p>I 274 (137)</p>
<p><b>(指定介護予防短期入所生活介護)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）</li> <li>指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）</li> <li>「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）</li> </ul>	<p>35号省令</p> <p>127号告示</p> <p>0317001号通知</p>	<p>II 907 (844)</p> <p>I 934 (872)</p> <p>I 937 (873)</p>
<p><b>(共通)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）</li> <li>介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）</li> <li>厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生省告示第23号）</li> <li>厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）</li> <li>厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生省告示第26号）</li> <li>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）</li> <li>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）</li> <li>居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）</li> <li>厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）</li> <li>介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号）</li> <li>介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号）</li> <li>通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</li> <li>介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）</li> <li>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）</li> <li>指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）</li> <li>介護保健の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）</li> </ul>	<p>法律 規則</p> <p>23号告示</p> <p>25号告示</p> <p>26号告示</p> <p>27号告示</p> <p>29号告示</p> <p>419号告示</p> <p>123号告示</p> <p>413号告示</p> <p>414号告示</p> <p>54号通知</p> <p>75・122号通知</p> <p>46号省令</p> <p>8号通知</p> <p>18号通知</p>	<p>II 1068</p> <p>II 1088</p> <p>II 1100</p> <p>II 1124</p> <p>II 1155</p> <p>II 16</p> <p>II 17</p> <p>II 1265</p> <p>II 1266</p> <p>II 22</p> <p>II 26</p> <p>II 656</p>

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>【37号省令140条の3、35号省令152条】  ・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>《基本方針》  ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p>&lt;介護予防短期入所生活介護&gt;  ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ228,915】  ・概況説明  ・定款、寄附行為等  ・運営規程  ・パンフレット等</p>
<p><b>第2 人員に関する基準</b></p> <p><b>1 従業者の員数</b>  【37号省令121条、35号省令129条、25号通知第3-8-1(1)～(4)】</p> <p><b>2 医師</b>  (1) 1人以上配置しているか。(嘱託医でも可)</p> <p><b>3 生活相談員</b>  (1) 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。  (2) 生活相談員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。  (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)  (3) 社会福祉主事の資格を有する者又は同等以上の能力を有すると認められる者か。  【46号省令5条2項、社会福祉法19条1項】</p> <p><b>4 介護職員又は看護職員</b>  (1) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置しているか。  (2) 介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。  (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)  (3) 看護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。  (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ200～202、907～909】  ・運営規程  ・勤務表</p> <p>・勤務表  ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類  ・利用者数がわかる書類  ・養成機関修了証等  ・職員履歴書  【Ⅱ658】</p> <p>・勤務表  ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類</p>

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>5 栄養士</b></p> <p>(1) 1人以上配置しているか。</p> <p>ただし、利用定員が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくても差し支えない。</p>	<p>適 否</p>	<p>・勤務表</p>
<p><b>6 機能訓練指導員</b></p> <p>(1) 1人以上配置しているか。</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有している者であるか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>	<p>適 否</p>	<p>・勤務表 ・免許証等(写) 25号通知第3-8-1(3)</p>
<p><b>7 調理員その他の従業員</b></p> <p>(1) 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数配置しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・勤務表</p>
<p>☆ 併設事業所（特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護)に併設され、一体的に運営が行われるもの)の場合</p> <p>(1) 医師、栄養士、機能訓練指導員</p> <p>・併設本体施設に配置されている場合であつて当該施設に支障がない場合は兼務可。</p> <p>(2) 生活相談員、介護職員又は看護職員</p> <p>・併設本体施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。</p> <p>看護職員数の算定については算定根拠となる入所者数等を本体施設と併設事業所のそれぞれについて区分して行う。なお、併設事業所の定員が20人以上の場合には、短期事業所に看護職員を1名以上常勤で配置しなければならない。</p> <p>・夜勤を行う職員の配置数については、併設本体施設と併設事業所のそれぞれについて必要となる数の合計数となっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>37号省令121条4項 25号通知第3-8-1(1)</p> <p>40号通知第2-2(4) 0317001号通知第2-8(4) 【I 278,938】</p>
<p><b>8 利用者の数</b></p> <p>【37号省令121条3項、35号省令129条3項、25号通知第2-2(5)】</p> <p>・従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【II 13,14,201,202,908】</p>
<p><b>9 管理者</b></p> <p>【37号省令122条、35号省令130条、25号通知第3-8-1-(5)】</p> <p>・「専ら」の常勤管理者を置いているか。</p> <p>ただし、管理上支障がない場合は、兼務が可能。</p>	<p>適 否</p>	<p>【II 202,203,909】 ・勤務表</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<b>第3 設備に関する基準</b> <span style="float:right">〔設備については全て現場確認〕</span>		
<b>【37号省令140条の4、附則3条、35号省令153条、附則3条、25号通知第3-6-2(3)、-8-2、-4(3)】</b>		<b>【Ⅱ145、146、203～206、229～234、915～918】</b>
<b>1 利用定員等</b> ・利用定員を20人以上としているか。 (併設事業所にあつては、この限りではない。) ・専用の居室を設けているか。	適否 適否	37号省令123条、140条の5、35号省令131条、154条
<b>2 耐火建築物</b> ・日常生活する建物は、建築基準法に規定する耐火建築物となっているか。 (ただし、利用者の日常生活に充てられる場所(居室、共同生活室、浴室)を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができる。 また、スプリンクラー設備又は非常警報設備の設置等、一定の要件に該当する木造平屋建の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない場合がある。	適否	
<b>3 事業所の設備及び備品</b> ・事業所には、ユニット型指定短期入所生活介護を提供するために必要な①～⑦に掲げる設備及び備品等を備えているか。 (ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、①ユニットを除き、これらの設備を設けなくても差し支えない。 ① ユニット(居室、共同生活室、洗面設備、便所) ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 併設事業所にあつては、併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がない場合は、①ユニットを除き、併設本体施設の設備を利用することとしても差し支えない。	適否	
<b>4 居室</b> (1) 一の居室の定員は、1人となっているか。 (ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) (2) ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。 ・一のユニットの利用定員は、概ね10人以下としているか。 (ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であつて、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が10人を超えるユニットも差し支えない。	適否 適否 適否	・平面図 ・運営規程 ・指定申請、変更届(写)  25号通知第3-8-4(3)⑥ハ

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>①利用定員が10人を超えるユニットにあっては、「概ね10人」と言える範囲内の利用定員であるか。</p> <p>②利用定員が10人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であるか。</p> <p>【ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例】</p> <p>・平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建設中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、上記②の要件は適用しない。</p> <p>・平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建設中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、上記①及び②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りではない。</p> <p>(3) ユニット型個室における一の居室の床面積は、10.65㎡以上としているか。</p> <p>(4) ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合におけるユニット型準個室の一の居室の床面積は10.65㎡以上であるか。</p> <p>・天井と壁との間に一定の隙間が生じていることは差し支えないが、利用者同士の視線が遮断され、利用者のプライバシーが十分に確保されているか。</p> <p>・居室として一定程度以上の大きさの窓があるか。</p> <p>・居室への入口が複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないことはないか。</p> <p>(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ニ</p> <p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ホ</p>
<p><b>5 共同生活室</b></p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p> <p>・共同生活室は、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>1) 他のユニットの利用者が当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるか。</p> <p>2) 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されているか。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。</p> <p>【経過措置】</p> <p>平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている短期入所生活介護事業所（同日以後に増築又は改築された部分を除く。）の場合は、「2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」を「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えているか。 (テーブル、椅子、簡易な流し・調理設備等)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑦イ</p> <p>25号通知第3-8-4(3) ⑦ロ</p>

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確認事項	適	否	根拠・確認書類
<b>6 洗面設備</b> (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。 (高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手摺り等)	適	否	県例示
<b>7 便所</b> (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。 (2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。	適	否	
<b>8 浴室</b> (1) 要介護者が入浴するのに適したものであるか。 (浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置、特別浴槽等)	適	否	県例示
<b>9 その他の構造設備の基準</b> (1) 廊下の幅は、1.8m以上、ただし、中廊下は2.7m以上となっているか。 (廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下は、1.8m以上)として差し支えない。) (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 (3) 階段の傾斜を緩やかにしているか。 (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (5) ユニット又は浴室が2階以上にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。(ただし、エレベーターを設けるときはこの限りでない。)	適	否	アルコーブ等
<b>第4 運営に関する基準</b>			
<b>1 内容及び手続の説明及び同意</b> 【37号省令125条、35号省令133条、25号通知第3-8-3(1)】 (1) ・重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 (①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制) ・利用申込者の同意は、適正に徴されているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。	適	否	【Ⅱ206、207、911、912】 〔説明・同意の方法手順等を確認〕 ・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する書類 (1)③、④、同意書面、 (2)は25号通知
<b>2 指定短期入所生活介護の開始及び終了</b> 【37号省令126条、35号省令134条、25号通知第3-8-3(2)】 (1) 利用者の心身の状況等により一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、介護を提供しているか。 (2) 保健医療サービス提供者等と密接な連携を図り、継続的な保健医療サービス等を利用できるよう援助を行っているか。	適	否	【Ⅱ207、912】 ・利用者に関する書類

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<b>3 提供拒否の禁止</b> 【37号省令9条、25号通知第3-1-3(2)】 (1) ・ 正当な理由なく提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 正当な理由の例： ①適切なサービスを提供することができない。 ②事業所現員から応じきれない。 ③居住地が通常の実施地域外。 ・ 要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。	          適 否           適 否	【Ⅱ207】 ・ 利用申込書 ・ 利用申込受付簿 ・ 要介護度の分布がわかる資料 正当な理由の例、要介護度や所得の多寡は25号通知
<b>4 サービス提供困難時の対応</b> 【37号省令10条、25号通知第3-1-3(3)】 (1) ・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。(紹介方法を確認)	          適 否           適 否	【Ⅱ208】 ・ 紹介の記録 (・ サービス提供依頼書)
<b>5 受給資格等の確認</b> 【37号省令11条、25号通知第3-1-3(4)】 (1) ・ サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 (2) 認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。	          適 否           適 否	【Ⅱ208】 ・ サービス提供票 ・ 短期入所生活介護計画書 ・ 利用者に関する記録
<b>6 要介護認定の申請に係る援助</b> 【37号省令12条、25号通知第3-1-3(5)】 (1) 要介護認定等の申請が行われていない場合は説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは ①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②利用者の意思を踏まえて、申請を促す。 (2) 更新の申請は、有効期間満了の60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助しているか。	          適 否           適 否	【Ⅱ208,209】 ・ 利用者に関する書類 ※は25号通知  期間満了の60日前は規則39条
<b>7 心身の状況等の把握</b> 【37号省令13条、35号省令134条、144条、25号通知第3-1-3(2)、4-3-8(2)】 ・ サービス担当者会議に出席し、利用者の状況把握に努めているか。 ・ 本人や家族との面談を定期的に行い、利用者の状況把握に努めているか。	          適 否           適 否	【Ⅱ209,912,929、930】 ・ 利用者に関する書類 (・ サービス担当者会議の要点) (・ サービス担当者に対する照会内容)
<b>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</b> 【37号省令15条、25号通知第3-1-3(6)】 〔法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合〕 ・ 介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行っているか。	          適 否           適 否	【Ⅱ209,210】 〔事例の有無の確認〕 (・ 利用者の届出書) ・ 居宅サービス計画書(1)(2)



(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>※受けるための要件とは</p> <p>居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業者に関する情報提供を行っているか。</li> </ul>	<p>適 否</p>	
<p><b>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</b></p> <p>【37号省令16条、35号省令144条、25号通知第4-8(2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。</li> </ul>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ210、929、930】</p>
<p><b>10 サービスの提供の記録</b></p> <p>【37号省令19条、25号通知第3-1-3(9)】</p> <p>(1) ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。</li> <li>・その他必要な事項は記載されているか。</li> </ul> <p>(2) ・指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的な内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該記録を2年間保存しているか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ210】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・居宅サービス計画</li> <li>・短期入所生活介護計画</li> <li>・業務日誌</li> </ul> <p>37号省令139条の2第2項</p>
<p><b>11 利用料等の受領</b></p> <p>【37号省令140条の6、35号省令155条、25号通知第3-1-3(10)①、②、-8-3(3)-4(4)】</p> <p>(1) [法定代理受領サービスに該当する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1割相当額の支払いを受けているか。</li> </ul> <p>(2) [法定代理受領サービスに該当しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>・基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</li> </ul> <p>(3) [居住費・食費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と施設の契約に関する「指針」に沿って適正な契約が行われているか。</li> <li>・居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。</li> <li>・居住費の設定に当たっては、施設の建設費用(修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案)が勘案されているか。また、近隣の類似施設の平均的水準とかけ離れていないか。</li> <li>・食費の設定に当たっては、「食材料費」+「調理費」相当として適切に設定されているか。</li> <li>・居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区分されているか。</li> </ul> <p>(4) [特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な居室・特別な食事の提供に係る基準等に沿って適正な契約が行われているか。</li> <li>・特別な居室の施設、設備等が利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者等から受けるのにふさわしいものであるか。</li> <li>・特別な居室の提供が、利用者等への情報提供を前提として利用者等の選択に基づいて行われているか。</li> </ul> <p>(5) [その他の費用の支払を受けている場合]</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ211～213、235、236、918、919】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・サービス計画書</li> <li>・領収証控</li> <li>・送迎日誌</li> </ul> <p>419号告示</p> <p>123号告示</p>

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
① 実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適 否	運営規程は37号省令140条の11、35号省令156条
② 理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適 否	
③・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの(保険給付の対象となっているサービス)はないか。	適 否	③の括弧書は54号通知、法律48条
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。	適 否	25号通知第3-1-3(10)、
・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲で行われているか。(積算根拠は明確にされているか。)	適 否	54号通知
(6)・(1)から(5)までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。	適 否	(1)～(4)は37号省令140条の6第5項、35号省令155条5項
・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。	適 否	(5)は75・122号通知
・「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。	適 否	【I 31】
(7) 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。	適 否	法律41条8項、48条7
(8) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。	適 否	項、53条7項、規則65
(9) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。	適 否	条、82条、85条、消費税法6条1項、別表第一7号イ、消費税法施行令14条の2第1項
<b>12 補足給付</b>		
【規則83条の7、97条の4、法律51条の2第2項、61条の2第2項、413号告示、414号告示】		【I 33、566～571、II 1265～1268】
(1) 利用者負担第1段階から第3段階に属する利用者について、「負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか。	適 否	
(2) 利用者負担第1段階から第3段階に属する利用者について、それぞれの負担限度額を超えて、居住費・食費を徴収していないか。	適 否	
<b>13 保険給付の請求のための証明書の交付</b>		
【37号省令21条、25号省令第3-1-3(11)】		【II 213】
〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕適切に内容(サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項)を記したサービス提供証明書を交付しているか。	適 否	・サービス提供証明書(控)
<b>14 指定短期入所生活介護の取扱方針</b>		
【37号省令16条、140条の7、35号省令143条、144条、25号通知第3-8-4(5)、第4-3-8(1)、(2)】		【II 210、236、237、913、929、930】
(1) 利用者の日常生活を支援するものとして行われているか。	適 否	・利用者に関する書類
(2) 各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮しているか。	適 否	・処遇に関する日誌
(3) 利用者のプライバシーの確保に配慮しているか。	適 否	・短期入所生活介護計画書
(4) 利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。	適 否	・行事、日課予定表

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(5) 短期入所生活介護計画の目標等サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。	適 否	・身体拘束に関する記録
(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っているか。 ☆身体拘束禁止の対象となる具体的行為	適 否	(5)の目標等は25号通知 身体拘束ゼロへの手引き
<p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレールで囲む)。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>※その他、各事業所において問題となっている事例を視察する。</p>	適 否	
(7) (6)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	適 否	
(8) 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 否	
<p><b>15 短期入所生活介護計画の作成</b></p>		
<p>【37号省令129条、35号省令144条、25号通知第3-8-3(5)、第4-3-8(2)】</p>		
(1) 継続して利用(概ね4日以上連続)する利用者について、管理者は、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。	適 否	【Ⅱ214、215、929、930】 〔作成方法等について確認〕
(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適 否	・短期入所生活介護計画書 ・居宅サービス計画書 (1)の概ね4日以上連続は25号通知第3-8-3(4)、第4-3-8(2)
(3) 管理者は、サービスの目標や内容等について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。	適 否	(2)の尚書は25号通知
(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適 否	

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適	否	根拠・確認書類
<p><b>16 介 護</b></p> <p>【37号省令140条の8、35号省令145条、25号通知第3-8-3(6)③～⑥、-4(6)、第4-3-8(3)】</p>			
(1) ・利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。 ・利用者の人格に十分配慮して行っているか。	適	否	<p>【Ⅱ215、216、237、238 931】</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・利用者台帳 ・利用者に関する書類 ・入浴に関する記録 ・介護・看護に関する記録 ・排せつに関する記録 ・勤務体制表 ・勤務に関する記録</p>
(2) 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	適	否	
(3) ・利用者に適切な方法により、入浴の機会を提供しているか。 ・利用者に適応した入浴方法により実施しているか。 (特別浴槽入浴、介助浴等) ・入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。	適	否	
(4) 排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。	適	否	
(5) ・利用者に適したおむつを提供しているか。 ・おむつ交換は、利用者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。	適	否	
(6) 離床、着替え、整容など利用者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。	適	否	
(7) ・常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 ・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。 (2以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時1人以上の常勤の介護職員を配置)	適	否	
(8) 利用者の負担により、付添など雇用させていないか。	適	否	
<p><b>17 食 事</b></p> <p>【37号省令140条の9、35号省令146条、25号通知第3-8-3(7)、-4(7)、第4-3-8(4)】</p>			
(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	適	否	<p>【Ⅱ216、217、238、239 932】</p> <p>・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書 ・検食に関する記録 ・委託契約書 ・給食会議議事録</p> <p>(3)の時間、(4)の強制、(5)～(9)は25号通知</p>
(2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	適	否	
(3) ・食事は、適切な時間に提供されているか。夕食は、午後5時以降となっているか。(午後6時以降とすることが望ましい。) ・利用者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要時間を確保しているか。	適	否	
(4) ・利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 ・その際、共同生活室で食事を摂るよう強制していないか。	適	否	
(5) ・調理は、あらかじめ作成された献立表に従っているか。 ・実施状況が明らかにされているか。	適	否	
(6) 業務の委託を行っている場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。	無	有	
☆事業所が自ら実施すべき業務			
①栄養管理(給食委員会の運営、献立表作成基準の作成、献立表の確認、食数の注文・管理、食事箋の管理、嗜好調査等の企画・実施、検食の実施・評価など)			
②調理管理(作業仕様書の確認、管理点検記録の確認など)			

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>③材料管理(食材の点検、食材の使用状況の確認)            ④施設等管理(調理加工施設の設置・改修、使用食器の確認)            ⑤業務管理(業務分担・従業者配置表の確認)            ⑥衛生管理(衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示)            ⑦労働衛生管理(健康診断実施状況等の確認)</p> <p>(7) 居室関係部門と食事関係部門の連携が十分取られているか。            (8) 利用者へ十分な栄養食事相談を行っているか。            (9) 食事の内容については、医師又は栄養士を含む給食会議において検討を加えられているか。</p>	<p>適 否            適 否            適 否</p>	
<p><b>18 機能訓練</b>            【37号省令132条、35号省令147条、25号通知第3-8-3(8)、第4-3-8(5)】            ・利用者の心身の状況等に応じて、適切な機能訓練を実施しているか。            ・日常生活の中での訓練、レクリエーション行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。</p>	<p>適 否            適 否</p>	<p>【Ⅱ217,933】            ・訓練に関する記録            ・訓練に関する日誌            日常生活の中は25号通知</p>
<p><b>19 健康管理</b>            【37号省令133条、35号省令148条、25号通知第3-8-3(9)、第4-3-8(6)】            (1) 医師・看護職員は常に利用者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217,933】            ・看護に関する日誌            ・利用者に関する文書</p>
<p><b>20 相談及び援助</b>            【37号省令134条、35号省令149条、25号通知第3-8-3(10)、第4-3-8(7)】            常に利用者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行い得る体制をとっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217,933】            ・利用者に関する書類            ・相談簿等</p>
<p><b>21 その他のサービスの提供</b>            【37号省令140条の10、35号省令150条、25号通知第3-8-4(8)】            (1) 教養娯楽に係る活動の機会を提供しているか。            ・利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。            (2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>適 否            適 否            適 否</p>	<p>【Ⅱ239,933】            ・設備台帳等            ・事業計画(報告)書            ・利用者に関する書類</p>
<p><b>22 利用者に関する市町村への通知</b>            【37号省令26条、25号通知第3-1-3(14)】            利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。            ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。            ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217,218】            ・市町村に送付した通知</p>
<p><b>23 緊急時等の対応</b>            【37号省令136条、35号省令137条、25号通知第3-8-3(12)】            (1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。            (2) 協力病院は近距離か。            ・契約内容は適切か。(休日、夜間の受入体制等)</p>	<p>適 否            適 否            適 否</p>	<p>【Ⅱ218,913】            ・掲示板            ・契約書            ・緊急時対応マニュアル            (2)近距離は25号通知、休日、夜間の受入体制等は県例示</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>24 管理者の責務</b>  【37号省令52条、25号通知第3-2-3(4)】  (1) 管理者は当該事業所の従業者の管理、利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 否  適 否</p>	<p>【Ⅱ218】  ・組織図  ・職務分担表  ・業務日誌、業務報告書等</p>
<p><b>25 運営規程</b>  【37号省令140条の11、35号省令156条、25号通知第3-1-3(17)、-6-3(4)、-8-3(13)、-4(9)】  (1) 運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。  ① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務の内容  ③ 利用定員  ④ ユニットの数及びユニットごとの利用定員  ⑤ 利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑥ 通常の送迎の実施地域  ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項  ⑧ 緊急時等における対応方法  ⑨ 非常災害対策  ⑩ その他運営に関する重要事項  (利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。)</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ218～220、239、240、919、920】  ・運営規程</p> <p>⑩の括弧書は25号通知</p>
<p><b>26 勤務体制の確保等</b>  【37号省令140条の11の2、35号省令157条、25号通知第3-8-4(10)】  (1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。  ・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。  ・ユニットごとにユニットケアリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを配置すること。  (ユニットリーダーについて、当面は施設に2名以上(2ユニット以下は1名)研修受講者を配置し、受講者の配置のないユニットには責任者を定めること。)  (2) 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が作成されているか。)  ・必要事項(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の配置、管理者との兼務関係等)が記載されているか。  (3) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。  ・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。  (4) 従業者の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。</p>	<p>適 否  適 否  適 否  適 否  適 否</p>	<p>【Ⅱ240、920】  ・就業規則  ・勤務表  ・業務委託契約書  ・研修計画出張命令  ・研修会資料  ・研修受講修了証</p> <p>(1)のユニットケアリーダー研修受講、括弧書、(2)、(4)の調理、洗濯、清掃等は25号通知</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>27 定員の遵守</b>                      【37号省令140条の12、35号省令158条、27号告示3号、16号】                      利用定員及び居室の定員は守られているか。                      定員超過利用のやむを得ない事情</p> <p>① 災害                      ② 虐待                      ③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合                      ④ 緊急短期ネットワーク加算を算定する場合                      (③、④は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。)</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ241、920、1126、1144、1145】                      ・利用者名簿                      ・緊急性を判断するに際しての記録                      ③、④は27号告示</p>
<p><b>28 地域との連携等</b>                      【37号省令139条、35号省令140条、25号通知第3-8-3(14)】                      地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。                      (地域の自治会との交流、ボランティアの受け入れ等)</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ222、914】                      ・地域交流に関する記録                      括弧書は県例示</p>
<p><b>29 非常災害対策</b>                      【37号省令103条、25号通知第3-6-3(6)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的な計画があるか。</li> </ul> <p>具体的な計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画のことで、土砂災害危険箇所等、事業所の立地環境に見合った計画が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。</li> <li>・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。</li> <li>・消防法等に基づいて、年2回以上、消火訓練及び避難訓練を行っているか。</li> <li>・消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。</li> </ul> <p>甲種防火管理者＝延べ面積300㎡以上                      乙種防火管理者＝延べ面積300㎡未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火管理者を置くことが義務づけられていない事業所においては、責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の義務を行わせているか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ222】                      ・消防計画                      ・訓練記録                      ・消防署の検査記録                      ・消防計画に準ずる計画                      具体的な計画(土砂災害危険箇所等は県例示)、消防団や地域住民との連携、防火管理者・責任者は25号通知                      年2回以上の実施は消防法施行規則3条10項</p>
<p><b>30 衛生管理等</b>                      【37号省令104条、25号通知第3-6-3(7)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。</li> <li>(2) 感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。</li> <li>(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置として、保健所と常に密接な連携に努め、助言指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。                      ・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</li> <li>(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。                      (施設内の温度設定はどの程度を目安にしているか。)</li> </ol>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ222、223】                      ・受水槽清掃記録                      ・定期消毒の記録                      ・衛生マニュアル                      ・食中毒防止等の記録等                      ・指導等の記録                      (3)、(4)は25号通知                      ((4)例:室温25℃、湿度85%未満)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>31 掲 示</b> [掲示場所確認]</p> <p>【37号省令32条】</p> <p>(1)・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 (記載事項、文字の大きさ、掲示方法等)</p> <p>・掲示事項はすべて掲示されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ223,224】</p>
<p><b>32 秘密保持等</b></p> <p>【37号省令33条、25号通知第3-1-3(21)】</p> <p>(1) 利用者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)</p> <p>(3)・サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がなされ、文書による同意を得ているか。</p> <p>・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ223,224】</p> <p>・就業時の取り決め等の記録</p> <p>・利用者(家族)の同意に関する記録</p> <p>・実際に使用された文書等(会議資料等)</p> <p>(2)の括弧書は25号通知</p>
<p><b>33 広 告</b></p> <p>【37号省令34条】</p> <p>(1)・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。(誇大)</p> <p>・広告のサービスが運営規程等と整合しているか。(虚偽)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ224】</p> <p>・ポスター</p> <p>・パンフレット</p>
<p><b>34 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</b></p> <p>【37号省令35号、25号通知第3-1-3(22)】</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、事業所のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>◎居宅介護支援事業者の比率(概算の数字を聴取する)</p> <p>☆事業所名: _____ ( _____ %)</p> <p>☆事業所名: _____ ( _____ %)</p> <p>※同系列でない居宅介護支援事業者の比率が高くなっている場合は、その理由 _____</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ224】</p>
<p><b>35 苦情処理</b></p> <p>【37号省令36号、25号通知第3-1-3(23)】</p> <p>(1)・苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示する等しているか。</p> <p>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ224,225】</p> <p>〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去1年間の苦情の状況を確認〕</p> <p>・苦情に関する記録</p> <p>・苦情処理マニュアル</p> <p>・掲示物</p> <p>・指導等に関する記録</p> <p>(1)必要な措置以外、(3)は25号通知</p>



(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。	適 否	
(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。	適 否	
<b>36 事故発生時の対応</b>		
【37号省令37条、25号通知第3-1-3(24)】		【Ⅱ225】
(1) 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 (市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対する連絡体制)	適 否	・連絡体制図 ・事故記録
(2) 事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡等必要な措置を講じているか。	適 否	(1)、(5)は25号通知
(3) (2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 否	
(4) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適 否	
(5) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適 否	
<b>37 会計の区分</b>		
【37号省令38条、25号通知第3-1-3(25)、8号通知、18号通知】		【Ⅱ226】
(1) ・事業所ごとの区分か。 ・指定短期入所生活介護事業の会計は独立した一つの会計の区分となっているか。	適 否 適 否	・会計関係書類
(2) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に沿った会計処理となっているか。	適 否	(2)は8号通知
<b>38 記録の整備</b>		
【37号省令139条の2、35号省令141条】		【Ⅱ228、899】
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 否	・従業者に関する名簿
(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	適 否	・履歴書
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)計画</li> <li>② 基準第140条において準用する第19条第2項(第142条において準用する第19条第2項)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</li> <li>③ 基準第128条第5項(第136条第2項)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>④ 基準第140条において準用する第26条(第142条において準用する第23条)に規定する市町村への通知に係る記録</li> <li>⑤ 基準第140条において準用する第36条第2項(第142条において準用する第34条第2項)に規定する苦情の内容等の記録</li> <li>⑥ 基準第140条において準用する第37条第2項(第142条において準用する第35条第2項)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul>		

(ユニット型)(介護予防)短期入所生活介護(単独型・特養以外併設型)

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>第5 変更の届出等</b></p> <p>【法律75条、115条の5、規則131条、140条の19】 開設者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を届出ているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・変更届書類</p>
<p><b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b></p> <p><b>1 基本的事項</b></p> <p>【19条告示、127号告示、40号通知第2-1(1)】 (1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。</p> <p>(2) 地域区分は適切か。</p> <p>(3) 端数処理は適切か。</p> <p><b>2 短期入所生活介護費</b></p> <p>【19号告示8号、注1、127号告示8号、注1、26号告示7号ニ、8号ハ、ニ、63号、64号、27号告示3号、16号、29号告示1号ロ、ハ、8号ロ、40号通知第2-2(2)～(5)、0317001号通知別紙1第2-8(2)～(5)】 ユニット型短期入所生活介護費 (1) 施設基準に従い、利用者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。</p> <p>(2) 月平均の利用者の数(小数点以下切り上げ)が運営規定に定められている利用定員を超えている場合又は介護職員若しくは看護職員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100で算定しているか。</p> <p><b>3 連続した利用</b></p> <p>【19号告示8号注11、127号告示8号注9】 (1) 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【I 137,872】 ・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・サービス提供票・別表</p> <p>【I 275～278、934～938、II 1102、1103、1122、1126～1128、1144～1146、1155、1156、1161】 ・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・届出書(写)</p> <p>【I 286,942,943】</p>